

施工するには許可が必要になります！

～令和7年5月26日より盛土規制法による規制を開始～

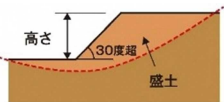
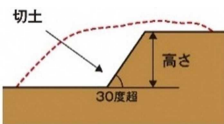
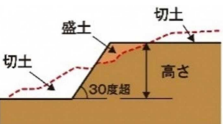
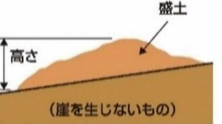
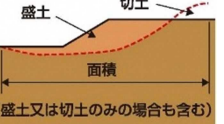
令和7年5月26日に県全域(静岡市、浜松市を除く)を盛土規制法による規制区域に指定します。

※静岡市および浜松市は、それぞれの市が規制区域を指定します。

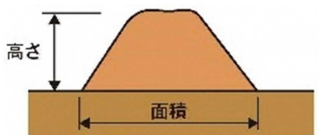
規制の対象となる盛土等の規模

以下のような盛土等を行う場合、静岡県への許可申請等が県内全域で必要になります。(静岡市・浜松市で盛土等を行う場合は、各市に確認してください。)

<宅地造成・特定盛土等>

- 1 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの

- 2 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの

- 3 盛土と切土を同時に行い、高さ2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)

- 4 盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)

- 5 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①②③④を除く)


<土石の堆積>

- 6 最大時に堆積する高さが2m超となるもの(許可等の対象は、面積が300㎡超のもの)

- 7 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く)


※「崖」とは地表面が水平面に対してなす角が30度を超えるものを指します。

静岡県での許可対象は宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域とも同規模となります。

許可の基準

許可の取得にあたっては、以下の事項を確認します。

技術的基準	国や県の定める技術的基準を満たしているか。
周辺地域の住民への周知の状況	「住民説明会」、「書面配布」、「掲示板及びインターネット掲示」のいずれかの方法で、周辺地域の住民への周知がなされているか。
資力、信用、施工能力	工事主が、安全に工事を完了できると認められるだけの資力、信用を有するか。 工事施行者が、安全に工事を完了できると認められるだけの施工能力を有するか。
地権者等の同意	工事をしようとする土地の所有者や賃借権者をはじめ、必要な地権者等の全員の同意を得ているか。

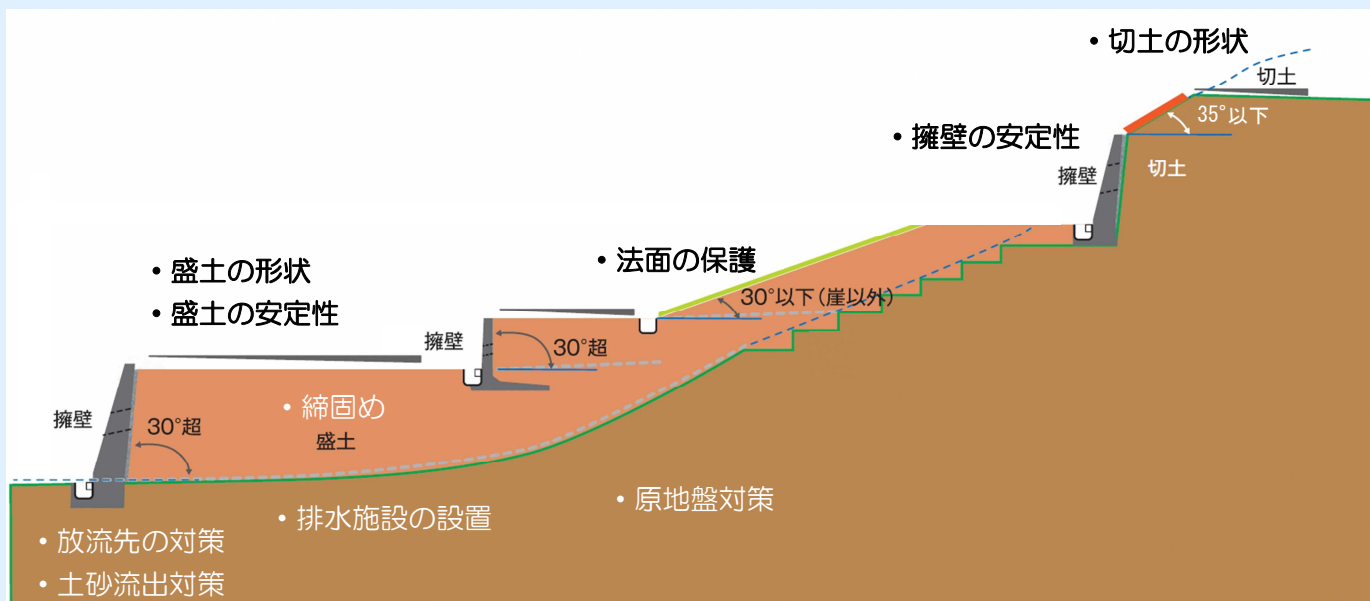
※詳しくは静岡県の「申請の手引き」を確認ください。

許可に関する主な手続き

- ①申請前
 - 事前計画書作成
 - 土地所有者等全員の同意
 - 周辺地域の住民への事前周知
- ②申請
 - 許可申請
 - 審査・許可
- ③施工中
 - 現場での標識掲示
 - 定期報告(3か月ごとに報告)
 - 中間検査(特定工程を含む場合に実施)
 - ※特定工程:工事完了後に視認困難となる工程
- ④完了
 - 完了検査(安全基準への適合について現地検査)

技術的基準（主要な事項）

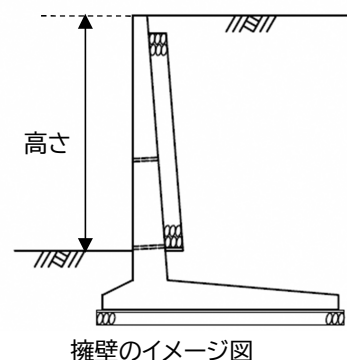
盛土規制法の許可を受けるためには、次に掲げる基準を満たす必要があります。
詳しくは、「申請の手引き」をご確認ください。



擁壁の安定性

以下の一定規模以上の擁壁は、耐震設計を必須とします。

区分	規模	耐震設計
義務設置擁壁 (政令第8条に規定されている擁壁)	- 高さ5mを超える擁壁 - 谷埋め型大規模盛土に設置する擁壁 - 腹付け型大規模盛土に設置する擁壁 - 高さ15mを超える盛土・切土に設置する擁壁	必須
	- 高さ1mを超える崖(盛土)に設置する擁壁 - 高さ2mを超える崖(切土)に設置する擁壁	—

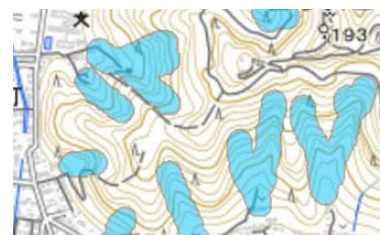


盛土の安定性

大規模な盛土を施工する場合には、安定計算により常時・地震時における盛土の安定性の確認を義務化します。

- 溪流等における 3,000 m³以上の谷埋め盛土
- 地盤勾配 20 度以上かつ高さ5m以上の腹付け盛土
- 高さ 15mを超える盛土

※溪流等の範囲は、盛土対策課ウェブサイト等で公開



溪流等の範囲の例(図中の青範囲)

規制区域の確認方法はこちら！

静岡県盛土対策課ウェブサイト



県内の違法・危険な盛土、盛土の異常に関する情報提供はこちら！

盛り土 110 番

054-252-9000

又は
インターネット送信フォーム

